

# 公共事業労務費調査の手引き 参考資料

令和 8 年 1 0 月

公共事業労務費調査等 四国地方連絡協議会

## 目 次

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 1. 参考資料の取り扱いについて . . . . . | 1 |
| 2. 調査の手順 . . . . .         | 1 |
| 3. 対象の労働者について . . . . .    | 2 |
| 4. 調査対象外になったら . . . . .    | 2 |
| 5. 手引き、調査票等について . . . . .  | 3 |
| 6. 対象企業名簿の作成について . . . . . | 3 |
| 7. 説明会について . . . . .       | 3 |
| 8. 会場調査について . . . . .      | 3 |

・別紙－1 労務費調査（10月調査）の調査対象外工事について（送付様式）

## 1. 参考資料の取り扱いについて

本資料は四国地方連絡協議会での運用ですので、もし四国以外の地方で公共事業労務費調査対象工事に該当していても、適用できませんのでご注意ください。

## 2. 調査の手順

記入の方法などは「公共事業労務費調査の手引き」等を参照いただきますが、調査の大まかな流れは次のとおりです。

### 依頼通知及び案内

各発注機関から元請企業へ調査協力依頼があります。



### 調査対象の確認

調査対象となっているかどうかを確認していただきます。P2 へ  
工事全体が対象外（対象企業が1社もない）となった場合は P2 へ



### 下請企業への調査票作成依頼等

元請企業は対象の下請企業（もしくは協力会社）に調査票作成依頼、手引き等の配布及び対象企業名簿の作成に必要な情報の提供を依頼してください。P3 へ  
※発注者から下請企業に直接依頼は行いませんので、各下請への連絡をお願いします。なお、一人親方も対象です。



### 調査内容、資料の確認

調査対象の元請企業、下請企業は、国土交通省のホームページに調査説明資料が掲載されていますので、労務費調査の概要や調査票記入方法の説明動画を是非ご覧いただき、調査趣旨・内容等をご理解ください。



### 調査票の作成

手引きや早見表等の資料を見ながら調査票を作成してください。また、提出する確認書類（就業規則、賃金台帳等の写し）の準備をお願いします。



### 一次審査

書面調査〔郵送〕は、調査票（エクセル版調査票に入力し印刷したもの）、確認書類（就業規則、賃金台帳等のコピー）を期日までに郵送してください。

審査の上、疑義や修正事項がある場合は、各企業ご担当者へ聞き取り調査の実施日に電話で聞き取りを行いますのでご協力ください。

※郵送は、原則、簡易書留にしてください。

オンライン調査は、調査票、確認書類を「労務費調査オンラインシステム」（インターネット）を通じて期日までに提出してください。審査の上、疑義や修正事項がある場合は、オンラインシステムからまたは電話で聞き取りを行いますのでご協力ください。

### 3. 対象の労働者について

10月の調査対象期間中に対象工事に従事した51職種に該当する労働者が対象です。ただし10月に上記労働者が従事していなくても少数職種なら対象となります。51職種や少数職種については別冊手引き参照。

～対象かどうかの判断について～

| 事例                                 | 判断                                                     |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 元請は現場代理人と監理技術者のみだが調査対象か？           | 現場代理人、監理技術者等は51職種では無いので元請は対象外となります。別に51職種がいたら対象になります。  |
| 9月も10月も現場の作業が無い。                   | 一時中止期間、準備や後片付け中、工場製作のみで現場作業なしの場合は対象外になります。             |
| 10月の施工は無いが9月に少数職種の下請け1社が施工している。    | 下請1社のみ対象になります。                                         |
| 少数職種がいない工事。10月は施工していないが9月まで施工している。 | 9月は少数職種のみが該当しますので、いなければ対象外です。                          |
| 複数の工事で対象になっている労働者がいる。              | その月で最も多く出勤した工事のみ対象になります。他は対象外。                         |
| リース会社からオペ付きでクレーンをリースしたらはオペは対象か？    | オペ付きでリースした場合は対象外になります。ただし、クレーン以外のダンプやコンクリートポンプ車等は対象です。 |

### 4. 調査対象外になったら

対象工事の内、全ての元請、下請企業が調査対象外となった場合は記入・監督職員の押印をした別紙ー1を郵送またはFAXにて以下の宛先に送付ください。

※ある1社が対象外でも他社が対象の場合は送付の必要はありません。

(送付先)

|              |                                            |                                                              |
|--------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 徳島県発注工事      | 徳島県 県土整備部 建設管理課<br>建設企画担当                  | 〒770-8570 徳島市万代町 1-1<br>TEL 088-621-2680、FAX 088-621-2864    |
| 香川県発注工事      | 香川県 土木部 技術企画課<br>積算管理グループ                  | 〒760-8570 高松市番町 4-1-10<br>TEL 087-832-3511、FAX 087-806-0220  |
| 愛媛県発注工事      | 愛媛県 土木部土木管理局 土木管理課<br>技術企画室 技術管理係          | 〒790-8570 松山市一番町 4-4-2<br>TEL 089-912-2648、FAX 089-912-2653  |
| 高知県発注工事      | 高知県 土木部 技術管理課<br>設計基準担当                    | 〒780-8570 高知市丸ノ内 1-2-20<br>TEL 088-823-9826、FAX 088-823-9263 |
| 県以外の<br>発注工事 | 四国地方整備局 企画部<br>技術管理課 教習・労働資材係<br>※各発注機関でも可 | 〒760-8554 高松市サポート 3-33<br>TEL 087-851-8061、FAX 087-811-8412  |

## 5. 手引き、調査票等について

元請→1次下請→2次下請・・・へ資料を配布する際は、以下の資料を配付ください。

- ①公共事業労務費調査の手引き
- ②公共事業労務費調査の手引き（簡易版）
- ③公共事業労務費調査の手引き 参考資料（調査対象外工事のエクセル様式含む）
- ④調査票（様式－1、2、3、1－1）・調査票エクセル版データ
- ⑤労務費調査の実施にあたって（必要書類の確認のお願い）

### 留意点

調査票の記入は国土交通省本省ホームページにあるエクセルを使用してください。

「労務費調査について」で検索。ホームページから調査票や手引きなどがダウンロードできます。

## 6. 対象企業名簿の作成について

対象企業名簿は、調査対象となった下請け企業からの報告をもとに元請企業が作成し、施工体系図とともに事前に提出してください。

## 7. 会場調査について

書面調査・オンライン調査に協力いただけない場合は、会場調査への変更が可能です。会場調査へ変更を希望される場合は、元請企業により作成される対象企業名簿にて、会場調査への変更申請を行ってください。会場調査へ変更を希望された業者へは、委託業者等より直接ご連絡します。

なお、提出していただく調査票や確認資料（就業規則等のコピー）については「手引き：P20～24」に記載しています。確認資料は返却を行わず破棄するため、必ずコピーを提出してください。提出前には、「手引き：P2、P105～106」の「チェックリスト」で最終確認をお願いします。

(別紙－１)

|          |   |
|----------|---|
| 監督<br>職員 | 印 |
|----------|---|

(必ず発注者側監督職員の押印をお願いします)

令和8年      月      日

公共事業労務費調査等  
四国地方連絡協議会長 殿

(調査対象者)

住      所

会 社 名

担当氏名

令和8年度公共事業労務費調査(10月調査)の調査対象外工事について

標記について、下記理由により調査対象月に工事施工がないため、労務費調査の  
対象外となりますので報告します。

記

1. 発注機関名：
2. 対象工事名：
3. 工 事 番 号 ：  
(7桁の数字 発注機関番号「3桁」＋対象工事番号「4桁」を必ず記入)
4. 理      由      ：
5. その他(連絡先、担当者名)

(別紙ー1)



(必ず発注者側監督職員の押印をお願いします)

令和8年10月7日

公共事業労務費調査等  
四国地方連絡協議会長 殿

(調査対象者)

住 所 高松市サンポート1234

会 社 名 ○○建設(株)

担当氏名 代理 一郎

ある下請けが対象外でも他の企業が対象なら記載の必要はありません。

令和8年度公共事業労務費調査(10月調査)の調査対象外工事について

標記について、下記理由により調査対象月に工事施工がないため、労務費調査の対象外となりますので報告します。

記

1. 発注機関名: 四国地方整備局 ○○河川国道事務所

2. 対象工事名: 令和○年度 ○○改良工事

3. 工事番号: 200-0001

200(発注機関番号「3桁」)  
0001(対象工事番号「4桁」)

(7桁の数字 発注機関番号「3桁」+対象工事番号「4桁」を必ず記入)

4. 理 由 : 対象期間が工事一時中止となったため。

5. その他(連絡先、担当者名)

087-851-8061 担当: ○田 二郎